

立野ダム建設に係る技術委員会

規 約

(名 称)

第1条 本会議は、「立野ダム建設に係る技術委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、平成28年熊本地震後の立野ダム建設に関し、ダムサイト予定地の基礎岩盤の状況等を調査・検討し、立野ダム建設に係る技術的な確認・評価を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 立野ダムサイト予定地の基礎岩盤の状況の調査・検討
- 二 立野ダム建設予定地周辺の第四紀断層の状況の調査・検討
- 三 立野ダム湛水予定地周辺斜面の状況等の調査・検討
- 四 一～三の結果を踏まえた立野ダム建設に係る技術的な確認・評価
- 五 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の組織構成)

第4条 委員会は、専門的な知識を有する、別表に掲げる学識者等で構成する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を処理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって行うものとする。

(情報公開)

第6条 委員会は、原則として報道機関を通じて公開する。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、九州地方整備局河川部河川計画課及び立野ダム工事事務所において処理する。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

第9条 本規約は平成28年7月27日から適用する。

(別表)

足立 紀尚	一般財団法人 地域地盤環境研究所 代表理事 元地盤工学会会長	ダム・地盤
岡田 篤正	京都大学 名誉教授 元日本活断層学会会長	活断層
佐々木 隆	国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川構造物管理研究官	ダム構造
佐々木 靖人	土木研究所 地質・地盤研究グループ 上席研究員	地質・地すべり
角 哲也	京都大学 防災研究所 教授	河川・ダム 総合土砂管理
千木良 雅弘	京都大学 防災研究所 教授 元日本応用地質学会会長	地すべり・地質
山口 嘉一	土木研究所 地質研究監	ダム・地質・地盤

(敬称略 五十音順)

立野ダム建設に係る技術委員会 運営要領

(目的)

第 1 条 本運営要領は、立野ダム建設に係る技術委員会規約（平成 28 年 7 月 27 日付け）第 8 条に基づき、立野ダム建設に係る技術委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

(議事録)

第 2 条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、発言者名を除いたものを、立野ダム工事事務所ホームページ（以下「HP」という。）にて公開するものとする。

(委員会の公開について)

第 3 条 委員会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料の公表について)

第 4 条 委員会で委員に配布された資料については、速やかに HP で公表するものとする。ただし、個人情報を含むなど公表することが適切でない資料については、委員会に諮り、非公表とすることができる。

(雑則)

第 5 条 本運営要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

(附則)

第 6 条 本運営要領は平成 28 年 7 月 27 日から適用する。